

令和7年度

前期監査報告書

令和7年9月26日

豊田市監査委員

豊監発第462号

令和7年9月26日

豊田市議会議長 北川敏崇様

豊田市長 太田稔彦様

豊田市選挙管理委員会 委員長 鈴木八枝子様

豊田市監査委員

松永浩行

向山和秀

板垣清志

山田主成

令和7年度前期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

目 次

第 1	部局監査	．．．．．	1
第 2	財政援助団体監査	．．．．．	8
第 3	総括意見	．．．．．	10
別記 1	部局監査資料目録	．．．．．	12
別記 2	財政援助団体監査資料目録	．．．．．	12

本報告書の監査の結果における【指摘】及び【意見】の内容は、次のとおりである。

【指摘】 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を要する事項

【意見】 法令等に違反するものではないが、経済性、効率性、有効性等の観点から改善を求める事項

第 1 部局監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、財務に関する事務（以下「財務事務」という。）の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

部 局		監査対象期間
総務部	庶務課 法務課 人事課 行政改革推進課 情報戦略課 財産管理課 契約課 情報システム課 技術管理課 用地審査課	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
地域活躍部	地域交流課 多様性社会共創課 交通安全防犯課 防災対策課 総合山村室 旭支所 足助支所 稲武支所 小原支所 上郷支所 猿投支所 下山支所 高岡支所 高橋支所 藤岡支所 松平支所	
選挙管理委員会事務局		

2 監査の実施期間

令和 7 年 5 月 12 日から 9 月 9 日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記 1）の提出を求め、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点で確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

なお、財務事務における重要性を考慮するとともに、監査の継続性を確保するため、以下の監査項目を設定し、最近の監査において是正を要すると認められた事項などから、特にリスクが高い事項として「委託業務」を重点監査項目に定め、重点的に確認した。

（1）財務に関する事務の監査項目

- ① 収入事務
- ② 補助金等交付事務
- ③ 委託業務
- ④ 公有財産の管理
- ⑤ 物品の管理
- ⑥ 公金外現金の取扱い

（2）経営に係る事業の監査項目

- ① 事業管理
- ② 経営管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

さらに、各部局における主要な事業の進捗についても、重点目標も含め、聴き取りを行った。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市職務権限規程別表第1において、500万円超1,000万円以下の監督員の任命決定者は課長（支所長）と定められているが、副課長（副支所長）が決定していた。	情報システム課	コンピュータネットワーク保守委託ほか2件
2			下山支所	令和6年度下山地区支障木伐採業務委託
3		【指摘】 豊田市職務権限規程別表第1において、通年の検査員（工事委託を除く。）の任命決定者は副部長と定められているが、課長（支所長）が決定していた。	稲武支所	大井平公園トイレ等清掃管理委託ほか
4		【指摘】 委託契約事務の手引において、検査員本人が職務権限規程の決定区分上の決定者となる場合は、直近上位の職員の決定を受けることとされているが、検査員本人が決定者となっていた。	地域交流課	相談伴走支援事業運営業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
5	【重点】 委託業務	【指摘】 委託契約事務の手引において、見積書記載内容に誤りがある場合、軽微なものは提出者に確認の上補正し、金額等の重要な誤りがある場合は再提出を依頼することとされている。記載内容が誤っていたが、必要な手続が取られていなかった。	法務課	マイクロフィルム検査委託
6			小原支所	豊田市小原和紙のふるさと庭木管理業務委託
7		【指摘】 委託業務仕様書において、別紙のとおりという記載があるが、別紙が添付されていなかった。	情報システム課	基幹業務システム管理用プログラム改修作業委託
8		【指摘】 委託業務仕様書において、準拠する法令等として、令和5年4月1日から豊田市個人情報保護法施行条例が施行されているにもかかわらず、既に廃止された豊田市個人情報保護条例が記載されていた。	防災対策課	豊田市災害情報支援システム等運用支援委託
9		【指摘】 豊田市契約規則第41条第3項及び第4項において、受託者は、業務の全部又は指定した主たる部分を第三者に請け負わせてはならないとされている。そのため、委託契約事務の手引において、再委託を認める場合は、委託業務仕様書に、再委託ができない「主たる部分」を記載し、再委託を認めない場合は、再委託を認めない旨を記載することとされているが、記載されていなかった。	地域交流課	崇化館防災フェア開催事業業務委託
10			防災対策課	防災虎の巻（日本語版・女性版）デザイン委託
11		【意見】 委託業務仕様書において、産業廃棄物である空き缶や瓶類の取扱いが不明確な記載となっていた。 法令に反する処理を行うことがないよう、明確な仕様書にされたい。	旭支所	東海自然歩道管理業務委託（旭地区）
12			足助支所	鈴木正三史跡公園等管理業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
13	【重点】 委託業務	【指摘】 個人情報を取り扱う事務の委託基準において、当該基準の対象となる業務の委託には個人情報の取扱いに関する特記を添付することとされている。委託事務を担当する豊田市職員個人の住所、緊急連絡先を受託者に提供していたが、個人情報の取扱いに関する手続がされていなかった。	法務課	庁外書庫警備 業務委託
14		【指摘】 個人情報・重要情報預かり証において、提供した個人情報が返却されていたにもかかわらず、返却年月日欄の記入及び監督者確認の押印がされていなかった。	地域交流 課	環境美化活動 に伴う廃棄物 収集運搬業務 委託－２
15		【指摘】 豊田市情報セキュリティに関する特記において、再委託に係る条項を記載する必要があるにもかかわらず、記載されていなかった。	情報戦略 課	D X（デジタル トランスフ ォーメーショ ン）等の推進 における官民 共創に関する 業務委託
16		【指摘】 委託業務仕様書において、受託者が鍵の預託を受けた場合は、預かり証を発行し、本契約が終了したときは直ちに返還するものとされている。受領・返却書を確認したところ、契約前から鍵の預託を受けており、契約終了後も返却された記載が見受けられなかった。	法務課	庁外書庫警備 業務委託
17		【指摘】 委託契約事務の手引において、委託業務従事者に資格が必要とされる場合は、資格証の写し等を必要に応じて提出させることとされているが、提出されていなかった。	財産管理 課	旧豊田広域幹 線道路出張所 自家用電気工 作物保安全管理 業務委託
18			猿投支所	亀の子公園 公園遊具等点 検業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
19	【重点】 委託業務	【指摘】 委託業務仕様書において、遊具の点検業務は業務担当者が、点検表に基づく判定は業務責任者がそれぞれ行い、両者が兼務することはできないとされているが、点検報告書には業務責任者が判定を行った証跡がなかった。	猿投支所	亀の子公園 公園遊具等点 検業務委託
20		【指摘】 委託業務仕様書において、受託者は技術者を書面で届け出ることとされている。また、勤務時間外を含めた相互の連絡体制を書面により定めておくこととされているが、いずれの書面も見受けられなかった。	稲武支所	風車設備本体 包括保守管理 業務委託
21		【指摘】 委託業務仕様書において、受託者は保守点検の日程について詳細が決定したら、実施期間の2週間前までに日程表を提出することとされているが、提出されていなかった。		乳母ヶ入住宅 消防用設備等 保守点検業務 委託 ほか2件
22		【指摘】 豊田市稲武どんぐり工房条例別表において、物産品等の販売を目的とする施設利用の使用料の算定方法が定められている。自主事業において物品の販売を行っているが、条例とは異なる方法で算定された使用料が納入されていた。		稲武どんぐり 工房に関する 指定管理業務

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
23	【重点】 委託業務	【意見】 自主事業実施基準において、自主事業を実施した場合は、実施状況や経理状況等を報告することとされているが、明確な報告が見受けられなかった。 自主事業の実施状況及び経理状況は、豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第4号に規定する事項として、明確に記載し報告するよう指導されたい。	稲武支所	どんぐりの里 いなぶに関する指定管理業務 ほか1件
24			小原支所	小原トレーニングセンター及び緑の公園に関する指定管理業務 ほか1件
25		【指摘】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項において、産業廃棄物の処理を委託する場合の基準を定めている。当該基準により、契約者の許可の有効性を確認すべく、委託契約書に添付が義務付けられている産業廃棄物処分業許可証の有効期限が委託期間中に失効するものであったにもかかわらず、更新後の許可証を添付していなかった。	財産管理課	豊田市役所本庁舎廃棄物処理業務委託 ほか1件
26	収入事務	【指摘】 地方自治法第231条の2の3第2項において、指定納付受託者の指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地等を告示しなければならないとされているが、告示されていなかった。	小原支所	小原和紙美術館観覧料 ほか1件
27	補助金等 交付事務	【指摘】 領収書において、但し書欄に記載の用途や内容で、補助対象事業のために購入されたものであることを確認することとされているが、但し書欄が空欄になっていた。	稲武支所	防犯灯設置費等補助金
28			猿投支所	自治区活動備品整備事業補助金
29			松平支所	
30			下山支所	わくわく事業補助金

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
31	補助金等 交付事務	【指摘】 豊田市補助金等交付規則第１１条第１項及び豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第１３条第１項において、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知することとされているが、誤った補助金確定額を通知していた。	足助支所	観光振興団体 事業補助金
32		【指摘】 豊田市補助金等交付規則第１１条第１項及び豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第１３条第１項において、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知することとされているが、額の確定及び通知が行われていなかった。	稲武支所	

第2 財政援助団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、次のとおり監査を実施した。

なお、本監査は、当該財政的援助を行っている部局の部局監査に併せて行った。

1 監査の対象

財政援助団体	財政的援助	所管部局	監査対象期間
花の里づくり実行委員会	花の里づくり事業負担金	地域活躍部 旭支所	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 監査の実施期間

令和7年5月22日から9月9日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、対象団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、関係書類（別記2）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 財政的援助の内容
- ② 補助金等手続
- ③ 経理処理
- ④ 内部統制
- ⑤ 現金等の管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果
1	経理処理	【意見】 花の里づくり実行委員会規約第5条第1項及び第5項において、監査委員を置き、本会の会計を監査することとされているが、収支決算書等に監査を行った証跡が見受けられなかった。 実行委員会に置かれた監査委員が適正なものと認めた会計であることを明確にされたい。

第3 総括意見

令和7年度前期に実施した監査の結果を踏まえ、総括して意見を述べる。

1 部局監査

委託業務について、令和6年度から重点監査項目に設定して監査を行っているが、令和6年度後期に続き、今回の監査においても過去の監査と同様に、職務権限規程とは異なる決定者によって決定が行われていた事例や、提出された見積書に不備があった場合の必要な手続が行われていない事例が見受けられた。また、遵守すべき法令や条例の理解不足や、委託業務仕様書に定められた事項の確認不足による不備も複数見受けられた。前回監査から指摘事項の件数は減少したものの、依然として多くの不適正な事例が見受けられ、憂慮すべき状況である。有効な再発防止策が講じられるよう、引き続き事務の見直しに努められたい。

補助金等交付事務において、但し書欄が空欄で補助金の使途の確認ができない領収書の提出事例が複数見受けられた。また、補助事業者へ通知した補助金確定額が誤っていた事例や、通知自体が行われていない事例も見受けられた。補助金等は、市民から徴収された税金等が主要な原資となっており、常に透明性と正確性が求められる。ルールに適合した厳格な執行に努められたい。

2 財政援助団体監査

財政援助団体の経理処理において、収支決算書等に監査を行った証跡が残されていない事例が見受けられた。過去にも指摘しているが、負担金や補助金等の名目で団体に支払われている現金等の不明朗及び不適正な取扱いは、公金の場合と同様に市民からの不信感に繋がる。団体の会計監査を担う者は職務を遂行した証跡を明瞭に残されたい。あわせて、団体においては規約の見直しにより、総会を実施し、決算報告を行うこととするなど責任を明確にした適正な経理事務のための体制確保に努められたい。

また、団体を所管する部局においては、定期的に経理状況を把握し、必要な指導・助言を実施されたい。

3 むすび

今回の監査においては、内部統制の取組で実施された自己点検項目に該当する指摘は減少しているものの、過去から繰り返し指摘してきた事務処理の不備が、引き続き見受けられた。前回の報告書では、部局長に対し、自組織の現状と課題について真摯に検証することを求めた。これを受けて、過去事例を参照し、同種の不備が発生していないかの精査や、発見した不備の是正の取組について、一定の対応は見られたものの、なお課題が残る結果となっている。

今回の結果を踏まえ、改めて部局長はマネジメント力を発揮し、不備を発生させない仕組みづくりに取り組むことを求める。例えば、部局内においてリスクを共有し、既に他部局で講じられている再発防止策を予防策として活用する。また、全国の自治体で

日々発生する類似分野における不適正事例を常に把握し、自組織の業務点検に活用するなどに取り組まれない。

不備の発生原因の多くは、担当者の事務に対する認識誤りや、一連の決裁事務の過程における管理監督者の確認不足など、単純かつ初歩的なものである。総務部等の全庁のルールを所管する部署においては、繰り返される不備の傾向を分析し、ルールの周知状況や当該ルールが現状に即しているかなどの見直しについて平素から検証に努められたい。また、D X推進の一環として、業務のシステム化により対処することも有効であると思われるが、システム化の推進に当たっては、職員一人ひとりが当該業務の根拠や必要性を理解した上で事務を遂行することの重要性について十分留意されたい。

別記 1 部局監査資料目録

- 1 令和6年度 組織及び決算額（歳出）説明資料
- 2 令和6年度 決算確認書
- 3 委託業務（工事関係委託を除く。）に関する調書
- 4 補助金等の交付に関する調書
- 5 公有財産及び借入財産等（土地）の状況に関する調書
- 6 公有財産及び借入財産等（建物）の状況に関する調書
- 7 備品現在高調書
- 8 その他財務事務の執行に係る関係書類
 - （1）調定決定書、原符（領収書の控え）など収入事務関係
 - （2）補助金関係書類など補助金等交付事務関係
 - （3）契約書など委託業務関係
 - （4）公有財産台帳、賃貸借及び使用貸借契約書など公有財産の管理関係
 - （5）物品出納簿など物品の管理関係
- 9 その他必要な資料

別記 2 財政援助団体監査資料目録

- 1 花の里づくり実行委員会規約
- 2 令和6年度 花の里づくり実行委員会名簿
- 3 事業計画書
- 4 令和6年度 花の里づくり実行委員会収支予算書
- 5 令和6年度 花の里づくり実行委員会収支決算書
- 6 協定書
- 7 その他必要な資料